参考２

水質汚濁防止法の暫定排水基準について

現在、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準を適用せず、暫定的な排水基準を設けている有害物質又は生活環境項目は砒素及びその化合物等 13 項目であり、適用業種はのべ 56 業種である。

	物質又は項目	業種数
有害物質の種類（健康項目）	・砒素及びその化合物 ・セレン及びその化合物 ・ほう素及びその化合物 ・ふっ素及びその化合物 ・アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2 業種 1 業種 10 業種 9 業種 17 業種
項目（生活環境項目）	・水素イオン濃度 ・銅含有量 ・亜鉛含有量 ・溶解性鉄含有量 ・溶解性マンガン含有量 ・クロム含有量 ・窒素含有量 ・燐含有量	2 業種 1 業種 1 業種 2 業種 1 業種 1 業種 7 業種 2 業種